

質問の政策分野

ア 健康寿命日本一を目指した健康づくりの推進

(目指す姿)

- 平成34(2022)年度までに、県民の健康寿命(65歳平均自立期間)を男女とも日本一にします。

イ だれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しめる環境づくり

(目指す姿)

- 平成34(2022)年度までに、運動習慣者(1日合計30分以上の運動・スポーツを週2日以上実施している人)の割合を50%以上に増やします。

ウ 県民が健やかに安心して暮らせる地域医療・介護・福祉の総合的な取組の推進

(目指す姿)

- 県民アンケート調査における
医療に対する県民の満足度のポイント(急病時に診てもらえる医療機関があること)
福祉に対する県民の満足度のポイント(高齢者やその家族が住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられること)
を毎年度向上させます。

エ 結婚・子育ての支援、児童虐待防止、女性の活躍の促進

(目指す姿)

- 平成32(2020)年度中に、女性の就業率(20～64歳)の全国平均を目指します。

オ 地域防災力・消防救急体制の充実と犯罪・交通事故抑止対策の推進

(目指す姿)

- 平成31(2019)年度までに、県民アンケート調査における「地震、台風、火災などへの対策がしっかりしていること」への県民の満足度を3.00ポイントにします。また、「住民が被害に遭うことがなく、その不安も感じることなく暮らせること」への県民の満足度を高めます。

カ 愛着と誇りの持てる「きれいな奈良県」の実現

(目指す姿)

- 平成32(2020)年度までに、県民アンケート調査における景観に対する県民の満足度(自分の住む地域の景観や町並みが美しいこと)を3.50ポイントにします。

キ 分散型エネルギーの推進と地域へのエネルギーの安定供給

(目指す姿)

- 平成30(2018)年度の再生可能エネルギーの設備容量を平成26(2014)年度比の1.6倍(385,527kW)にします。

ク 企業誘致・販路拡大・起業促進・商品開発支援・漢方生産拡大の推進

(目指す姿)

- ・ 平成32(2020)年までに、県内総生産(名目)を3兆7,000億円にアップします。

ケ 就業支援と働き方改革の推進

(目指す姿)

- ・ 平成32(2020)年までに、県内就業率を72%以上にします。

コ すべての人が生涯良く学び続けられる地域社会づくり

(目指す姿)

- ・ 平成31(2019)年度までに、高等学校卒業者の県内就職率を7割以上にします。

サ 農・畜産・水産業の振興と農村の活性化

(目指す姿)

- ・ 平成35(2023)年までに、農業産出額を446億円に増加させます。

シ 林業・木材産業の振興と新しい森林環境管理体制の構築

(目指す姿)

- ・ 平成32(2020)年までに、木材生産量を25万 m^3 (A材(注)148千 m^3 、B材44千 m^3 、C材58千 m^3)に増やすとともに、平成33(2021)年度に、新しい森林環境管理制度を導入します。(注)A材…建築用材 B材…集成材・合板用材 C材…パルプ・チップ用材

ス 県内宿泊客増加に向けた観光の振興

(目指す姿)

- ・ 平成31(2019)年までに、観光消費額を1,900億円にします。

セ 質の高いイベントの実施と県の文化力の向上

(目指す姿)

- ・ 平成33(2021)年度までに、芸術・文化を行う県民の割合を全国1位にします。

ソ 効率的・効果的な基盤整備と県土マネジメントの推進

(目指す姿)

- ・ 平成31(2019)年度までに、道路整備の完了宣言箇所における供用箇所数を累計48カ所にし、浸水常襲地域における被害軽減のための減災対策を概ね7割の地域で完了させるなど、経済の活性化やくらしの向上に資する基盤整備の取組を進めます。

タ 地域性を活かした、にぎわいのある、くらしやすいまちづくり

(目指す姿)

- ・ 平成39(2027)年度までに、県民アンケートにおいて、奈良県を「住みやすい」と感じている県民の割合を70%にします。

チ 頻繁に訪れてもらえる、住み続けられる南部地域・東部地域の振興

(目指す姿)

- ・ 平成32(2020)年度までに、南部地域・東部地域の人口の社会増減をプラスにします。

ツ 「奈良モデル」に基づく市町村との協働まちづくり、市町村支援による行政効率化

(目指す姿)

- ・ 平成39(2027)年度までに、県民アンケート調査における地域の活力に対する県民の満足度(自分が住んでいる地域に活気があり、魅力のある地域になっていること)を3.00ポイントに向上させます。

テ 経営資源を活用した行財政マネジメントの推進

(目指す姿)

- ・ 交付税措置のない県債残高が前年度を下回るようにします。

ト その他

○上記、ア～テの政策分野に該当しないもの